

財務省告示第三百号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十三項の規定に基づき、平成十五年四月十日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年四月二十一日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠法律及びその条項	振替法の適用等	発行額	最低額面金額	振替単位	発行日	発行価格	初期利率の適用利率	第二期以後の利率の適用
個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第二回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	額面金額で三千四百八十五億八千八百七十五万円	一万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	平成十五年四月十日	額面金額百円につき百円	年〇・〇五パーセント	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前行われ、発行から償還までの期間が

十一 初期利子

九年五か月超の十年利付国債の直近における割当額入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利回りから、〇・八〇パーセントを控除した率。ただし、控除した率が〇・〇五パーセントを下回るときは、その率は〇・〇五パーセントとする。

平成十五年十月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二 第二期以後の利子

毎年四月十日及び十月十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 償還期限

平成二十五年四月十日

十四 償還金額

額面金額百円につき百円

十五 払込期日

平成十五年四月十日

十六 払込場所

日本銀行の本店又は支店

十七 中途換金

中途換金の買取りは、平成十六

